

委任状

①委任日 ※ 委任状記入日	令和 年 月 日
------------------	----------

・ご本人(委任者)がすべての項目(①～⑮)をご記入ください。
・ボールペンでご記入ください。(文字が消えるボールペンは使用できません。)

来所する方(受任者)	②フリガナ		④ご本人から見た 来所する方との関係	配偶者(夫・妻)・子・親
	③氏名			その他()
	⑤住所	〒 —		
	⑥電話番号	— — ※ 日中つながりやすい連絡先をご記入ください。		

私(委任者)は、上記の者を受任者と定め、以下の内容を委任します。

ご本人(委任者)	⑦基礎年金番号	—		※ 基礎年金番号が不明である場合または マイナンバーでのご相談の場合は、 裏面の注意事項をご確認ください。	
	⑧フリガナ			⑩生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和
	⑨氏名	(旧姓:)		年 月 日	
				⑪性別	男 ・ 女
	⑫住所	〒 — ※ 上記の住所が住民票住所と異なる場合は、こちらに住民票の住所をご記入ください。			
	⑬電話番号	— —		※ 日中つながりやすい連絡先をご記入ください。	

委任内容および交付方法(必ずご記入ください)	⑭委任内容	委任内容を次の項目から、すべて選んで○を付けてください。			
		①	年金の加入期間		
		②	年金の見込額		
		③	年金の請求		
		④	各種再交付手続き(裏面の「来所時などの注意事項」をご確認ください)		
		⑤	国民年金の加入手続き		
		⑥	国民年金保険料の納付、免除、学生納付特例制度など		
		⑦	死亡に関する手続き(以下に亡くなられた方についてご記入ください)		
		亡くなられた方の 基礎年金番号	—	ご本人から見た 亡くなられた方の続柄	配偶者(夫・妻)・子・親 その他()
		亡くなられた方の 氏名		亡くなられた方の 生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
	⑧	その他(委任する内容を具体的にご記入ください)			
⑮交付方法	年金の加入期間や見込額などの交付方法について、次のいずれかに○を付けてください。				
	①	来所する方(受任者)に交付を希望する			
	②	ご本人(委任者)宛てに郵送を希望する			

※ 裏面の注意事項をお読みいただき、記入漏れのないようにお願いします。

※ 委任状の記入内容に不備がある場合や、本人確認ができない場合は、ご相談に応じられないことがあります。

作成上の注意事項

- 委任状は、ご本人(委任者)が誰に何を委任するかを決め、ご本人(委任者)がすべての項目(①～⑮)をご記入ください。
- 委任状の記入内容に不備がある場合は、ご相談に応じられない場合があります。各項目について記入漏れのないようお願いします。
- 法人を来所する方(受任者)と定めることはできません。
- 亡くなられた方の個人情報の回答は、ご本人(委任者)が遺族年金などの受給権者または相続人の場合に限られます。
- 「⑮交付方法」欄は、年金の加入期間や見込額などの交付について、希望する交付方法を「A」または「B」の項目から選んで○を付けてください。
- ご本人(委任者)による委任状の作成が困難な場合は、年金事務所などへご相談ください。

基礎年金番号が不明である場合またはマイナンバーでのご相談時の注意事項

次の1～3の方法でご相談を承っております。
内容をご確認いただき、ご不明な点は年金事務所などにお問い合わせください。

1 「ねんきん定期便」や日本年金機構が発行した各種通知書のご持参によるご相談

- ・ ご本人(委任者)宛てにお送りしている「ねんきん定期便」や日本年金機構が発行した各種通知書をお持ちください。
- ・ 「⑦基礎年金番号」欄は空欄のままで構いません。

2 マイナンバーでのご相談

- ・ ご本人(委任者)のマイナンバーを確認できる書類またはその写しを添付してください。
- ・ 「⑦基礎年金番号」欄は空欄のままで構いません。
- ・ マイナンバーで照会できない場合(住民票の住所と居所が異なるなど)は、直接ご本人(委任者)へ確認することがあります。

3 「ねんきん定期便」や日本年金機構が発行した各種通知書がお手元がない場合およびマイナンバーでのご相談をされない場合

- ・ ご本人(委任者)の運転免許証など、本人確認ができるものの写しを添付してください。
- ・ 来所する方(受任者)へご本人(委任者)の住所変更履歴などをお聞きすることがあります。

来所時などの注意事項

- なりすまし防止のため、来所する方(受任者)の本人確認を行います。
来所する方(受任者)は、運転免許証やマイナンバーカードなどご自身の本人確認ができるもの(文書による相談の場合は写し)をご用意ください。
- 基礎年金番号通知書の再交付は、窓口での交付ができません。ご本人(委任者)の登録の住所宛てに送付されます。
- 年金事務所、街角の年金相談センターでは、予約制により年金相談・手続きを承っております。あらかじめ予約のうえ、ご来所ください。